

契約金相当額計算書総括表（単独型）

（2020年3月以前の公示案件に適用）

契約金相当額（税抜）は、原則として、業務開始から「部分業務」の完了（検査合格）までに発生したと想定される以下の費目が積算対象となります。なお、先行する部分払がある場合は、先行する直近の契約金相当額（税抜）を控除することになります。

1. 既に従事が完了した業務従事人月に対する「直接人件費」、「その他原価」及び「一般管理費等」
2. 「直接経費」のうち、以下の費目
 - ・旅費（航空賃）のうち、既に渡航が完了したもの（契約単価×渡航回数）
 - ・旅費（その他）のうち、部分業務完了時までの日当・宿泊料
 - ・現地一時隔離関連費（直接人件費相当額の待機費用）のうち、既に渡航が完了したもの

上記費目のみでは、業務の進捗等の実態を表さない場合（例：契約金額に対して一般業務費の占める割合が相当程度大きい場合）については、他の費目を含めて契約金相当額を算定することを検討しますので、申し出てください。

調達管理番号：
 案件名：

【契約金相当額（税抜）】

	小 計	不課税分	課税分
1. 直接人件費	円	円	円
2. その他原価	円	円	円
3. 一般管理費等	円	円	円
4. 直接経費	円	円	円
(1) 旅費（航空賃）	円	円	円
(2) 旅費（その他）	円	円	円
(3) 現地一時隔離関連費 （直接人件費相当額の待機費用）	円	円	円
合 計	円	円	円

【部分払金額計算】

	定義（計算式）	金 額
契約金相当額（消費税抜き）	(A) 契約金相当額（税抜）	円
	(B) 先行する直近の部分払い時の「契約金相当額（税抜）」	円
	(C) 今回部分払の「契約金相当額（税抜）」 = (A) - (B)	円
部分払金額（消費税抜き）	(D) = (C) × (9 / 10 - 前払金額 / 契約金額 (税抜))	円
消費税額	(E) = (C) のうちの「課税分」 × (9 / 10) × 消費税等率 (8% or 10%)	円

(参考)

契約金額（消費税込み）	1 円
契約金額（消費税抜き）	1 円
前払金額	

注1) 業務実施契約（単独型）については、原則、**現地業務人月のみ**を契約金相当額の積算対象としていますが、2020年3月以前に公示した単独型については、COVID-19の影響を受けて、現地業務を国内業務に振替えた契約も多いと想定し、本様式においても、予め**国内業務人月**も対象とした様式として整理しています。なお、2018年4月以前に公示した契約については、「部分不課税」の適用対象外なので、様式使用に当たってご注意ください。

注2) 「契約金相当額」は、消費税抜きの金額を積算してください。「契約金相当額（税抜）」に基づき、消費税を含めた「部分払金額」を算定します。

注3) 「旅費（航空賃）」及び「旅費（その他）」以外の直接経費を「契約金相当額」として計上する場合は、その内訳を記述（又は別添）してください。また、計上に当たっては、事前に監督職員の了解を得てください。

注4) 「部分払金額計算」の中で、「消費税額」の税率（%）については、当初契約締結時の税率（%）を適用してください。ただし、2019年3月以前に発効した契約について、2019年4月以降に契約金額増額の契約変更を行った場合、消費税増税の「経過措置」により、最終的な消費税額が異なる場合があります。このような場合、必要に応じ、事前に相談してください。

注5) 「契約金相当額（消費税抜き）」は千円単位としてください。「部分払金額（消費税抜き）」は、前払金の費用化と平仄を合わせるため、百円単位としてください。

注6) 黄色ハイライトを入力して下さい。

契約金相当額計算書（直接人件費等）

【不課税（現地業務）分】

1. 直接人件費（A）	0 円（千円未満切捨て）
契約金直接人件費額（税抜） _____ 円	(履行済現地 業務人月) / (契約業務人月) _____ 1 / _____ 1 = _____ 0 円
2. その他原価（B）	0 円（千円未満切捨て）
直接人件費（A） _____ 円	× 【その他原価率 %】 _____ % = _____ 0 円
3. 一般管理費等	0 円（千円未満切捨て）
[直接人件費（A） + その他原価（B）] _____ 円	× 【一般管理費等率 %】 _____ % = _____ 0 円

【課税（国内業務）分】

1. 直接人件費（α）	0 円（千円未満切捨て）
契約金直接人件費額（税抜） _____ 円	(履行済国内 業務人月) / (契約業務人月) _____ 1 / _____ 1 = _____ 0 円
2. その他原価（β）	0 円（千円未満切捨て）
直接人件費（α） _____ 円	× 【その他原価率 %】 _____ % = _____ 0 円
3. 一般管理費等	0 円（千円未満切捨て）
[直接人件費（α） + その他原価（β）] _____ 円	× 【一般管理費等率 %】 _____ % = _____ 0 円

注1) 「直接人件費」の対象となる業務人月は、履行開始から当該部分払に対する「部分業務」の完成までの「累計」で算出してください。

注2) 直接人件費の計算式のうち履行済業務人月については、「不課税分」については「現地業務人月」、「課税分」については「国内業務人月」を対象とします。

注3) 業務従事人月の実績を確認するため、業務部分完了届に添付した「業務実施工程計画・実績対比表」の写しを添付してください。

注4) 「その他原価率」は、契約書で合意されている原価率とします。現地業務人月と国内業務人月の振替え等がある場合、精算時点でのその他原価率が異なる可能性がありますが、部分払に際しては、契約書の原価率を適用します。

注5) 「一般管理費等率」は、契約書で合意されている経費率とします。

注6) 黄色ハイライトの項目について入力してください。

契約金相当額計算書（旅費）

(1) 旅費（航空賃） 0 円 （千円未満切捨て）

格付	渡航回数	契約単価	航空券クラス	計
				0

(2) 旅費（その他） 0 円 （千円未満切捨て）

格付	渡航回数	日数	日当			宿泊料			内国旅費	計
			単価	日数	計	単価	泊数	計		
0	0			0	0		0	0	0	0

注1) 旅費（航空賃）は「既に渡航が完了したもの」のみを計上してください。往路のみの航空賃は認めません。
 注2) 契約金相当額の積算は、航空賃は契約単価をもって算出します。精算に際しては、「合意単価」で精算する場合と、領収書等に基づき「実支出の補填」として精算する場合がありますので、ご注意ください。
 注3) 旅費（その他：日当・宿泊料）は、部分業務完了までの日数の計上を認めます。
 注4) 泊数の計算は、「日数－（2×渡航回数）」で定義しています。フィリピン、中国、モンゴル等の機中泊の控除がない国は、「日数－渡航回数」とすることを認めます。
 注5) 日当・宿泊料の単価は、精算に際し、30日目以降は1割、60日目以降は2割控除されますが、契約金相当額の積算に際しては、この控除を適用しません。
 注6) 黄色ハイライトの項目について入力してください。
 注7) With コロナ下における新しい渡航管理体系に基づき業務地へ渡航する場合において、緊急移送が含まれている旅行保険に加入している場合はその保険料の一部費用の計上を認めます。本経費の計上については、打合簿の作成は不要とし、日当単価に200円を加算して、旅費（その他）に計上・精算してください（日当単価が4,500円の場合、4,700円として計上してください）なお、契約終了時の精算報告書にて旅行保険期間及び緊急移送が含まれている証拠書類を明示してください。

契約金相当額計算書

2. 直接経費（3）現地一時隔離関連費（直接人件費相当額の待機費用）

0 円 （千円未満切捨て）

氏名 (担当業務)	格付	月額単価	待機人月	小 計
			現地	
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合 計				0

注1) 本費目は、月額単価を確認するため、「打合簿（一時隔離への対応について）」を添付してください。

注2) 対象となる待機人月は、履行開始から当該部分払に対する「部分業務」の完成までの「累計」で算出してください。

注3) 待機人月の実績を確認するため、業務部分完了届に添付した「業務実施工程計画・実績対比表」の写しを添付してください。

注4) 黄色ハイライトの項目について入力してください。